

一般社団法人 日本電機工業会
産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち先端設備
に係る仕様等の証明に関するご利用ガイド

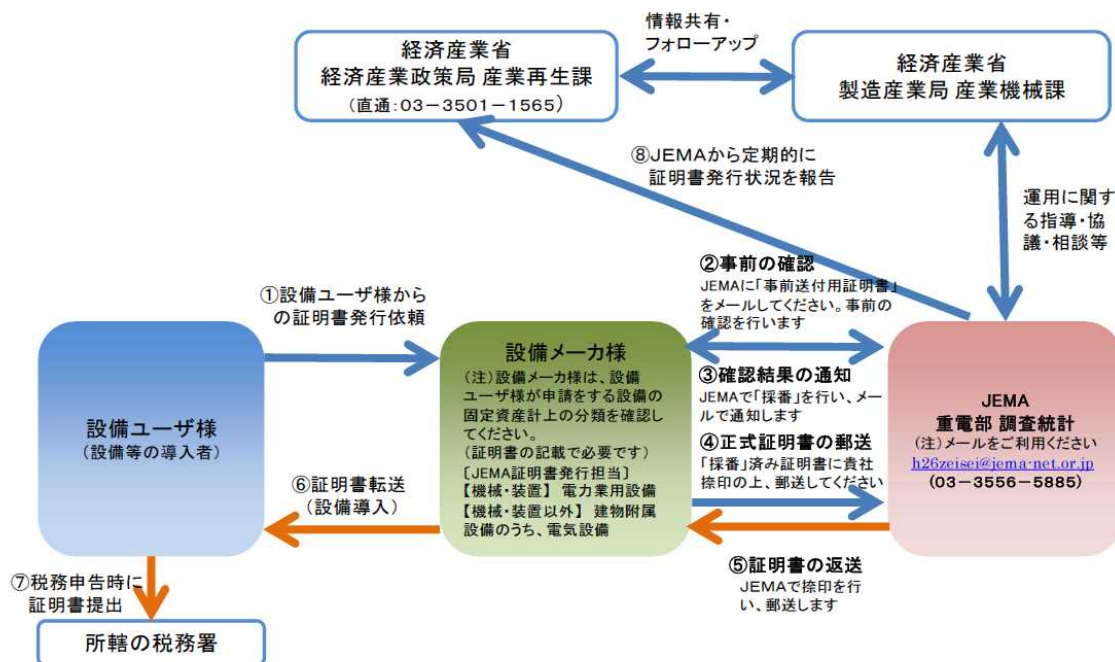
【証明制度について】

○生産性向上設備投資促進税制(中小企業者等においては中小企業投資促進税制の上乗せ措置を含む)の対象設備の要件とされている産業競争力強化法第2条第13項に規定する生産性向上設備等のうち、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第5条1号に規定する先端設備(別紙1)に該当するもの、すなわち、

- ① 最新モデル要件(設備区分ごとに定められた販売開始時期に係る要件)
 - ◆一定期間内(機械装置:10年以内、建物及び建物附属設備:14年以内)
 - ◆販売開始年度が取得をする年度及びその前年度であるモデル
- ② 生産性向上指標(例:生産効率、精度、エネルギー効率等)に係る要件(年平均1%以上向上)を満たす設備であり、且つ最低取得価額要件などの税法上の要件を満たすものについては、生産性向上設備投資促進税制の適用を受けることができます。
 - ◆生産性向上(年1%以上)
旧モデルからの更新年数により変動(モデルチェンジが3年前であれば3%以上)
 - ◆最低取得価格 (注)取得価格は工業会の証明該当要件外です。
機械装置:単品160万円
建物附属設備:単品60万円かつ合計120万円

一般社団法人 日本電機工業会(以下、「JEMA」)では、対象設備の内当会が取り扱う機器が先端設備に該当する旨を確認した場合、その旨を証する「証明書」を発行いたしますので、生産性向上設備投資促進税制の適用を受けようとする法人又は事業主(以下「設備ユーザー」)の方はご利用ください。

(証明制度のスキーム図)



設備の種類	用途又は細目	販売開始時期に係る要件
機械装置	全て	10年以内
工具	ロール	4年以内
器具備品	試験又は測定機器	6年以内
	陳列棚及び陳列ケースのうち、冷凍機付又は冷蔵機付のもの	
	冷房用又は暖房用機器	
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	
	氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。） サーバー用の電子計算機（その電子計算機の記憶装置にサーバー用のオペレーティングシステムが書き込まれたもの及びサーバー用のオペレーティングシステムと同時に取得又は製作をされるもの）（※1）	
建物	断熱材	14年以内
	断熱窓	
建物附属設備	電気設備（照明設備を含み、蓄電池電源設備を除く。）	14年以内
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	
	昇降機設備	
	アーケード又は日よけ設備（ブラインドに限る。） 日射調整フィルム	
ソフトウェア	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの（※2）	5年以内

※1 サーバー用の電子計算機については、中小企業者等（情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人を除く。）が取得又は製作をするものに限る。

※2 ソフトウェアについては、中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。

※3 中小企業者等とは、以下のいずれかに該当する場合を指す。

(1) 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

(2) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人

ただし、同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。）に発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人及び2以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人を除く。

(3) 資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

(4) 農業協同組合等